科学技術部、「“十四五”技術要素市場特別計画」を公表

2022 年 10 月 28 日
JETRO 香港事務所

2022 年 10 月 25 日、科学技術部[1]が（9 月 30 日付けで成文された）「**“十四五”技術要素市場特別計画**」（“十四五”技术要素市场专项规划[2]）を公表した[3]。

本計画は、「**国民経済・社会発展第十四次五か年計画及び 2035 年までの長期目標綱要**」（中华人民共和国国民经济和社会发展第十四个五年规划和 2035 年远景目标纲要[4]）を受けて、第 14 次 5 カ年計画の期間中（2021～25 年）に技術要素市場における発展目標やそれを実現するための重点任務等を示したものである。

2025 年までの具体的な目標として、技術契約の成約額は 5 兆元、国家科学技術成果移転モデル区は 20 カ所、国家技術移転地域センターは 15 カ所、国家技術移転機構は 500 カ所、国際技術移転センターは 60 カ所、技術管理者数は 3 万人を超えることを掲げている。

そして、重点任務として以下の 6 項目を挙げている。

① 科学技術の成果に関する財産権制度（科技成果产权制度）を整える。
② 質の高い科学技術成果の供給を強化する。
③ 高水準の技術交流市場（技术交易市场）を構築する。
④ 技術要素市場（技术要素市场）での専門サービスの有効性を高める。
⑤ 技術要素と他の要素との統合を推進する。
⑥ 技術要素の国境を越えた流れを加速する。

---

1 国務院に属する行政部門。日本の文部科学省に相当。
2 ［原文 URL］https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.most.gov.cn%2Fxxgk%2Fxinxifenlei%2Ffdzdgknr%2Ffgzc%2Fgfxwj%2Fgfxwj2022%2F202210%2FW020221025552608186620.doc&wdOrigin=BROWSELINK
3 ［原文 URL］https://www.most.gov.cn/xxgk/xinxifenlei/fdzdgknr/fgzc/gfxwj/gfxwj2022/202210/t20221025_183175.html
4 ［原文 URL］http://www.gov.cn/xinwen/2021-03/13/content_5592681.htm （2021 年 3 月）

知財関連については、上記①で、科学技術成果の使用権や処分権等に関する改革の深化[5]や知財権保護・活用の強化[6]、上記③で、全国的に統一かつ相互接続された（知的財産権や科学技術成果の財産権に関する）技術取引ネットワークの構築[7]、上記④で、（知的財産権や科学技術成果の財産権に関する）技術移転機関の設置[8]や技術移転人材の強化[9]、上記⑤で、知的財産権の証券化等による科学技術成果の資本化の促進が示されている。

さらに、報告書では、計７つのコラムが設けられているところ、そのうちの一つとして、「国家知的財産権と科学技術成果の財産権の取引機関の建設」（国家知识产权与科技成果产权交易机构建设）と題したコラムを設け、中国技術取引所、上海技術取引所、深セン証券取引所等の取引市場での国家知的財産権と科学技術成果の財産権の取引を支援し、知的評価分析、需要と供給の正確なマッチング、取引の統計的監視、ビッグデータによるリスク警告などの高度な機能を持つ新世代の情報インフラを構築すること等が記載されている。

研究者に財産権付与のインセンティブを与えるとともに、財産権をより円滑に移転可能な環境を整えることで、科学技術の自立自強に繋げたい意向が伺える。

（以上）

---

5 例えば、研究者に科学技術成果の所有権や長期使用権を認めるパイロットプロジェクトを深めること、科学技術成果の権益を共有する仕組みを改善して財産権インセンティブを与えること、国家科学技術プロジェクトの知的財産権管理を強化すること等が挙げられている。

6 例えば、知的財産権侵害に対する迅速な対応メカニズムの確立を検討すること、企業による知的財産権保護のためのガイドラインや国別の知的財産権保護に関するガイドラインを作成し公表すること等が挙げられている。

7 例えば、中国技術取引所、上海技術取引所、深セン証券取引所における知的財産権や科学技術成果の財産権に関する取引機関の構築を支援して全国規模で知的財産権の譲渡やライセンス供与等の運営サービスを提供すること、財産権の取引機関と地域または業界の技術取引機関との連携を支援することが挙げられている。

8 例えば、国家技術移転地域センターの配置を改善すること、大学、研究所、科学技術企業に技術移転部門を設置すること、大学に特化した国家技術移転機関を試行すること、地方による市場志向の専門技術移転機関の育成を奨励すること等が挙げられている。

9 例えば、需要と供給のマッチング、技術コンサルティング、技術評価、知的財産権の運用等の技術管理者の役割を十分に発揮させること、技術管理者の国家職業分類大典（国家职业分类大典）への組み込みやキャリアパスの円滑化を推進すること、技術責任者の信用評価の仕組みを構築すること、技術移転の専門的な学術教育を推進すること等が挙げられている。